

令和8年度多様な主体との人材マッチング事業実施委託 仕様書

1 目的

多様な主体との協働・連携による地域課題の解決に向けて、多様な市民の参加を促進するため、プロボノを活用した地域貢献の取組を推進することを目的とし、本事業を実施する。

運営上の課題を抱えていたり、活動のステップアップを目指す市内の市民活動団体や町内会・自治会等（以下「団体」という。）と、地域貢献や社会参加のきっかけを探している人材（以下「プロボノワーカー」という。）とをマッチングし、プロボノの活用による団体の課題解決を図ることで、地域課題の解決に多様な市民が関わる土壤づくりを行う。併せて、継続的なプロボノ活動への参加に向け、参加者のネットワーク形成を行ふ。

2 委託期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

3 実施概要

- (1) プロボノワーカーの募集
- (2) 団体の募集及び団体へのヒアリング
- (3) プロボノワーカーと団体とのマッチング及び課題解決プロジェクト
- (4) 町内会・自治会活動のデジタル化支援に資するプロジェクト
- (5) プロボノの認知度・理解度向上を目的とした取組
- (6) 報告書・事例紹介集の作成
- (7) その他

4 委託内容

次に掲げる各業務を市と協議の上で実施すること。

- (1) プロボノワーカーの募集

- ・地域貢献に関心のある市民を対象とした説明会を開催（全4回程度）すること。
説明会の内容、実施時期等については、受注者が提案し、本市と協議の上決定すること。

※会場設営、会議進行など当日運営を行うこと。

※（2）の団体向け説明会と合同で開催することも可。

- ・プロボノワーカーの人数は32人程度を想定。

※定数に満たない場合は、適宜、追加募集を行うこと。

- ・チラシ等による広報を実施すること。なお、1～2か月の広報期間を設定すること。

※（2）の団体向け募集と合わせた内容とすることも可。

- ・申込の受付、各種問合せへの対応等を行うこと。

- ・申込のあったプロボノワーカーの属性、状況及び課題意識等の把握・管理を行うこ

と。

(2) 団体の募集及び団体へのヒアリング

- ・町内会・自治会、NPO法人、市民活動団体等を対象とした説明会を開催（全2回程度）すること。説明会の内容、実施時期等については、受注者が提案し、本市と協議の上決定すること。

※会場設営、会議進行等、当日運営を行うこと。

※（1）のプロボノワーカー向け説明会と合同で開催することも可。

- ・支援先団体数は8団体程度を想定。

- ・チラシ等による広報を実施すること。なお、1～2か月の広報期間を設定すること。

※（1）のプロボノワーカー向け募集と合わせた内容とすることも可。

- ・申込の受付、各種問合せへの対応等を行うこと。

- ・各団体の要望、課題を把握するためのヒアリングを行うこと。

(3) プロボノワーカーと団体とのマッチング及び課題解決プロジェクト

プロジェクト実施に係る以下の業務を実施すること。各業務の実施方法、スケジュール等については、受注者が提案し、本市と協議の上決定すること。

- ・参加者への周知・連絡

- ・マッチング及びプロジェクトチームの編成

※マッチングの方法については受注者が提案し、本市と協議の上決定すること。

- ・プロジェクトチームへの事前オリエンテーション、研修会の実施

- ・プロボノワーカー及び団体が参加するキックオフミーティングの実施

- ・ボランティア保険への加入及び支払い

- ・会場設営、ファシリテート等の当日運営

- ・キックオフミーティングの内容を踏まえた具体的な支援に向けた合意調整のサポート

- ・進行状況の定期的な把握、フォロー及び発注者への状況報告

- ・振り返り会の実施

プロボノワーカー及び団体が参加する振り返り会を実施し、チームごとに支援内容や感想等を取りまとめた資料を作成すること。

(4) 町内会・自治会活動のデジタル化支援に資するプロジェクト

- ・多くの町内会・自治会に共通すると思われるデジタル化に向けた課題を設定し、課題の整理及び解決の支援となるプロジェクトを企画すること。課題設定、プロジェクト企画にあたっては、必要に応じて町内会・自治会へのヒアリング等を行うなどしてニーズを把握し、本市と協議の上決定すること。

- ・プロジェクト実施にあたっては、プロボノワーカーを（1）と同時又は別途募集すること。また、支援を希望する町内会・自治会の募集を本市と連携して行い、必要に応じて説明等を行うこと。

(5) プロボノの認知度・理解度向上を目的とした取組

川崎市内でのプロボノの認知度・理解度向上につながる取組を提案し、本市と協議の上実施すること。

(6) 報告書・事例紹介集の作成

- ・(1)～(5)業務に関する配布資料等、プロボノワーカー及び団体からの支援内容に関するフィードバックの集計及び分析、各種説明会、講演会等の実施結果等をまとめた報告書を作成すること。
- ・上記を踏まえ、市民の地域参加の促進や、団体活動支援におけるプロボノの継続的な活用等についての分析・提案を行うこと。
- ・プロボノの実施結果を市ウェブサイトで公表するため、活動実績をまとめた事例紹介集を作成すること。
- ・納品は電子データにて行うこと。

(7) その他

- ・(1)～(6)の業務を滞りなく実施するため、プロジェクト企画、実施のスケジュールを策定し、本市に提案すること。
- ・各種説明会、講演会等の企画実施において、必要な会場及び講師の手配を行うこと。
また、係る会場使用料、講師謝礼等の支払いを行うこと。オンライン開催の場合にはオンライン会議環境の整備を行うこと。
- ・各種説明会、講演会等の企画実施においては、チラシによる広報だけでなく、SNS、ローカルメディア等各種媒体を活用した広報を行うこと。

5 留意事項

- (1) 受注者は、本業務を行う上で個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報を取り扱う場合には、適正な維持管理を行わなければならない。
- (2) 本業務を実施するにあたっては、本市及び受注者が協力して広報を行うものとする。
- (3) 本契約に係る成果物の著作権、所有権等の権利は、本市に帰属するものとする。また、本市は成果物について業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。なお、団体の課題解決に向けた各プロジェクトにおける提案書の著作権、所有権等の権利は、各団体に帰属とするか、団体の許可に基づき本市は業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する。
- (4) 業務完了検査の結果、成果物に瑕疵が発見された場合は、受注者は、本市の指定する期間内に修正を行い、再度検査を受けること。
- (5) この仕様書に定めのない事項、または不明な点がある場合は、本市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、本市と協議の上で決定するものとする。